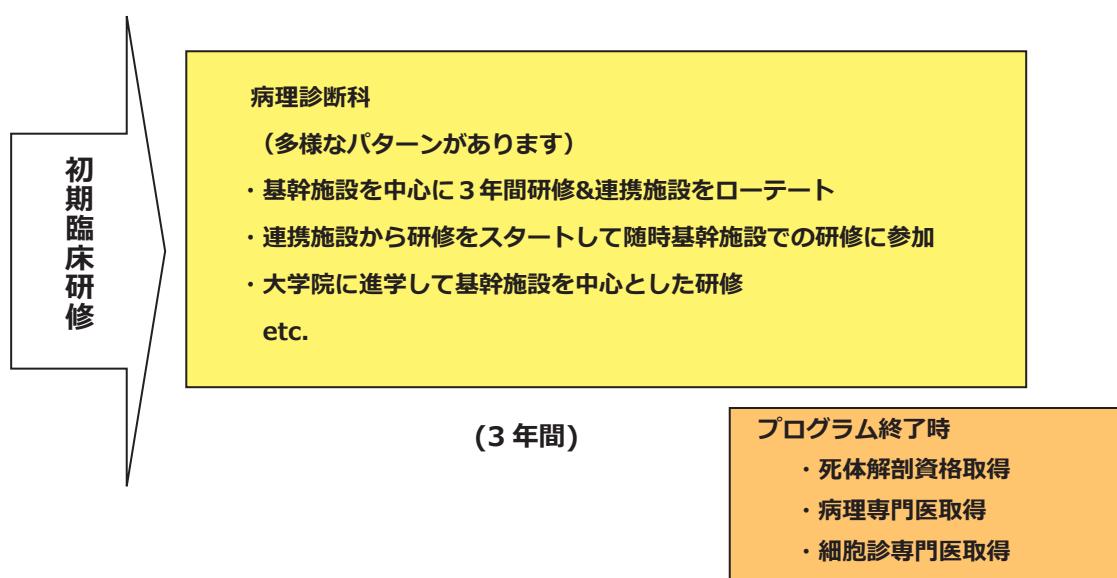


病理専門研修プログラム

(1) プログラムの全体像

医療における病理医の役割は重要で、治療方針の決定に深く関与します。このため病理医の責務は重大で、多数の症例を経験し、臨床医と連携する姿勢を学ぶことが大切です。本プログラムでは、基幹施設と比較的近距離にある多くの連携施設とが密に情報を共有しながら、魅力的で、しかも各研修医のニーズにあった教育を心がけます。大阪大学医学部附属病院病理診断科を基幹型施設とし、多数の専門研修連携施設の中から各研修医にあった適切な施設をローテートして病理専門医資格の取得を目指します。また並行して、細胞診断における研修も行うことにより、細胞診専門医取得も可能となります。

本プログラムに参加する施設の病理専門医が互いに集まり議論する機会も多く、またバーチャルスライドによるディスカッションネットワークの構築も試みており、病理医として成長していくための環境が整っています。また病理診断を支える概念は日々の学術的活動の結果生まれたものです。病理診断を支える病理学の進展に向け、本プログラムでは病理学的研究を行う環境も整えています。



(2) プログラムの研修連携施設

指導医数は、他プログラムとの按分した人数で示しています。

研修施設名	専任病理医数	病理専門医数	病理専門指導医数
大阪大学	14	10	3
大阪警察病院	3	3	1
国立循環器病研究センター	3	3	6/5
ペルランド総合病院	1	1	1
関西労災病院	4	4	7/10
箕面市立病院	1	1	1
市立伊丹病院	3	2	1
市立池田病院	2	1	1
近畿中央病院	0	0	0

研修施設名	専任病理医数	病理専門医数	病理専門指導医数
兵庫県立西宮病院	1	1	7/10
西宮市立中央病院	1	1	1
市立豊中病院	2	2	7/10
市立吹田市民病院	1	1	0
JCHO 大阪病院	3	2	7/10
国立病院機構大阪医療センター	4	3	1
国立病院機構大阪南医療センター	1	1	2/5
住友病院	2	1	1
大手前病院	1	1	7/10
大阪急性期・総合医療センター	3	3	7/10
市立東大阪医療センター	2	2	2
第二大阪警察病院	1	1	1
八尾市立病院	1	1	35/100
大阪はびきの医療センター	2	2	3/10
大阪母子医療センター	1	1	2/5
大阪府済生会富田林病院	1	1	7/10
大阪労災病院	3	2	1
堺市立総合医療センター	1	1	5/10
府中病院	1	1	1
市立貝塚病院	1	1	1
りんくう総合医療センター	2	2	7/10
近畿中央呼吸器センター	1	1	1/5
市立岸和田市民病院	2	2	1/10
日本生命病院	1	1	1
大阪府済生会千里病院	1	1	1
国立病院機構南和歌山医療センター	1	1	1
川西市立総合医療センター	1	1	3/10
大阪回生病院	1	1	1
多根総合病院	2	2	2/10
JCHO 大阪みなと中央病院	1	1	1
愛染橋病院	0	0	0
大阪国際がんセンター	7	7	3/10
大阪公立大学医学部附属病院	7	7	2/10
愛媛大学	7	5	1/10
千葉大学	7	4	1/10

※ プログラム全体で受け入れ可能人数は、5名／年です。

(3) プログラムの実績

毎年、病理専門医試験に合格して専門医となっている実績があります。

(4) プログラムの指導状況

大阪大学医学部附属病院病理診断科の専門研修施設群は、大阪府内および阪神間の施設で互いの行き来が便利です。施設の中には地域中核病院と地域中小病院が入っています。常勤病理指導医不在の施設でも病理専門医が常勤で所属している施設も多くあります。また常勤病理専門医が不在の施設での診断に関しては、診断の報告前に基幹施設あるいは連携施設の病理専門医がチェックし、その指導の下最終報告を行います。

本研修プログラムの専門研修施設群における解剖症例数の合計は、年平均 350 症例を超えており、病理専門指導医は 25 名以上在籍していますので、15 名（年平均 5 名）の専攻医を受け入れることが可能です。また本研修プログラムでは診断能力に問題ないと判断された専攻医は、地域に密着した中小病院へ非常勤として派遣されることもあります。これにより地域医療の中で病理診断の持つべき意義を理解した上で診断する重要さ、および自立して責任を持って行動することを学ぶ機会になります。

本研修プログラムでは連携型施設に派遣された際にも、年 10 回以上は基幹施設である大阪大学医学部附属病院病理診断科において、各種カンファレンスや勉強会に参加することで研修を充実させています。

(5) 専門医の取得等

資格名（学会等名）	病理専門医（日本病理学会）
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）を修了していること。 ・日本病理学会認定施設において 3 年以上人体病理学研修を行っていること。 ・出願時 3 年以上継続して日本病理学会正会員であること。 ・人体病理学に関する原著論文・学会報告が 3 編以上あること。 ・死体解剖資格を取得していること。 ・病理解剖経験数 24 例以上かつ剖検講習会受講 ・組織診断経験症例数 5000 件以上 ・細胞診断経験症例数 1000 件以上 ・術中迅速診断経験症例数 50 例以上 ・CPC 報告書 4 症例以上（病態生理に関するフローチャートつきレポートが必要） ・病理組織診断、分子病理診断および細胞診に関する講習受講 ・筆記、実地、面接試験の合格

資格名（学会等名）	細胞診専門医（日本臨床細胞学会）
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・医師資格取得後 5 年以上の者。 ・本法人および関連学会において、原則 3 年間以上にわたり細胞診断学の研修を受けた者 ・細胞診断学ならびに細胞病理学に関する論文 3 編以上をもち、その内 1 編は筆頭者であること。発表論文の中で少なくとも 1 編は論文査読制の執られている学会誌で発表していること。 ・本法人活動の顕著な実績および教育委員会の主催するセミナー参加は細胞診専門医委員会の審議を経て論文 1 編に該当すると見なす。 ・病理専門医など基盤領域学会専門医は、本法人における細胞診断学の研修 2 年間以上をもって受験申請可とする。 ・筆記試験の合格

資格名（学会等名）	死体解剖資格
資格要件	<p>次のいずれかに該当する者で、死体解剖資格の認定を受けようとする者</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する大学等で、免許取得後2年以上解剖に関する研究・教育業務に従事し、かつ直近の5年以内に20体以上の解剖経験を有する医師、歯科医師</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学、法医学の専任講師（これと同等と認められる者を含む。）の職にある者であって、5年以上解剖に関する研究・教育業務に従事し、かつ直近の5年以内に50体以上（主執刀25体以上）の解剖経験を有する者</p>

問い合わせ先

■ 大阪大学医学部附属病院 病理診断科

担当者 松井 崇浩

森井 英一

✉ boshu @ molpath.med.osaka-u.ac.jp

診療科ホームページ <http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/molpath/index.html>